

平成 26 年 5 月 1 日

## 第 2 回子どもの貧困対策に関する検討会資料

## すべての子どもが安心して高校・大学・専門学校で学べるために

日本学生支援機構奨学生・あしなが育英会奨学生  
中央大学 3 年 高橋 遼平

1. 貧困家庭の子どもの進学は、家族の誰かの犠牲でなりたっている現実  
個別ケース

( ) 私の家庭の場合 ( 父と母の自己犠牲 )

父は、私が中学 1 年の秋に亡くなりました。責任感が強い人で、自分の会社の負債を、自身の生命保険金で返済しようとして自殺しました。しかし、自殺では保険金はおらず、母が自己破産することで、債務は消滅しました。

家族との思い出の家は抵当に取られ、いつ競売にかけられて追い出されてしまうのか、といつも不安でした。幸い、私の家族は祖母の家と一緒に暮らすことができましたが、もし頼れる親族がなければ、アパートを借りることもできなかったでしょう。

父の死後、1 日中母は泣きました。そこに、怒った債権者がやって来て、また、泣きました。自殺で最愛の夫を亡くした悲しみを誰にも相談できないまま、それでも母は、私と当時小学 5 年生だった妹のために、飲食店の事務職に就き、毎日、夜遅くまで働いてくれました。

私は、大人に近づける気がして、とても勉強が好きでした。しかし、進学のためのお金はありませんでした。そんな私が東京の私立大学への進学が実現したのは、無利子の日本学生支援機構とあしなが育英会の奨学金、そして東京・日野市にあるあしなが育英会の学生寮で月 1 万円の寮費で生活できるためです。父の死を無駄にしたくない、母の努力を裏切りたくない。そう思いながら、毎日勉強に励んでいます。

- ( ) 友達の家庭の場合 ( 兄と姉の自己犠牲 )  
 ( ) 友達の家庭の場合 ( ひとり親の自己犠牲 + 今の自分の犠牲 )  
 ( ) 先輩の家庭の場合 ( 将来の自分の犠牲 )

## 日本の現状

- ( ) 日本の公財政教育支出の対 GDP 比の低さ  
 ( ) 極めて高い大学授業料  
 ( ) 手薄い奨学支援制度  
 ( ) 家計に丸投げされる教育費負担

## 2. 地域間教育機会格差と住居費

- ( ) 私の場合(進学先の決め手は、就労機会と学生寮)
- ( ) 秋田県と大阪府の学力と進学率の差
- ( ) 住居費が地方出身者にとって大きな進学への壁
- ( ) 国公立・私立を問わず割安な学生寮の新設または住居費相当分の給付を

## 3. バイトなどに頼らずに高校生活を送るための高校「奨学給付金」増額を

- ( ) 学力不問の「奨学給付金」新設、大きな期待!
- ( ) 4人に1人のあしなが育英会高校奨学生が、バイトせざる得ない現実
- ( ) すべての貧困世帯の高校生に月1万円程度に「奨学給付金」増額を

## 4. 大学・短大・専門学校への進学を促す奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金をすべて無利子奨学金に!

- ( ) 日本学生支援機構の貸出総額の約7割が有利子の第2種奨学金
- ( ) 第2種奨学金の利子は多重奨学金債務者の学生にとって致命傷
- ( ) 第2種奨学金の利子分を国家負担で注入し、実質的に無利子奨学金へ
- ( ) 「入学一時金」を入学前に貸与してほしい

さらなる大学・専門学校授業料減免制度の充実

- ( ) 一握りの成績優秀な国公立大学生だけの授業料減免制度
- ( ) 国公立・私立を問わず成績不問の授業料減免制度の導入

すべて奨学金の返還を「出世払い」型に!

- ( ) 返還できない人の奨学金の返還猶予期間を、無期限に
- ( ) 少額でも返還可能など、すべての奨学金の返還を「出世払い」型に

## 5. 児童扶養手当・遺族基礎年金などの支給期間の延長と児童扶養手当の多子加算

- ( ) 異常な水準にあるひとり親家庭の相対的貧困率
- ( ) 一番お金がかかる時期に打ち止められてしまう経済給付
- ( ) 全体の大学・短大・専門学校の進学率と、ひとり親家庭の子の進学率の格差
- ( ) 児童扶養手当・遺族基礎年金などの子どもへの支給期間をせめて20歳までに
- ( ) 児童扶養手当の第2子以上の子どもの加算額の増額

以上